

○国税庁告示第十一号

国税通則法施行令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二百三十二条第二項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることが出来る事務所を定める件(平成十六年国税庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十五日

国税庁長官 大武健一郎

旭川東税務署の項中「旭川市八条通十四丁目」を「旭川市東六条一丁目二番十五号」に改め、十和田税務署の項中「西三番町一番三十四号」を「西三番町十四番十二号」に改め、古川税務署の項中「幸町一丁目二番一号」を「旭六丁目二番十五号」に改め、築館税務署の項中「栗原郡築館町」を「栗原市築館」に改め、佐沼税務署の項中「登米郡」を「登米市」に改め、本荘税務署の項中「本荘市出戸町」を「由利本荘市」に改め、大曲税務署の項中「大曲市」を「大仙市大曲」に改め、下館税務署の項中「下館市大字二木成八百二十三番地」を「二」を「筑西市二木成八百二十三番地二」に改め、氏家税務署の項中「塩谷郡氏家町大字」を「さくら市」に改め、朝霞税務署の項中「朝霞市大字溝沼千八百九十の九」を「朝霞市本町一丁目一番四十六号」に改め、新津税務署の項中「新津市」を「新潟市」に改め、日野税務署の項中「大字宮三九九九一」を「万壽寺六丁目三十六番地の二」に改め、松任税務署の項中「松任市」を「白山市」に改め、刈谷税務署の項中「神明町三丁目五百一番地」を「若松町一丁目四十六番地一」に改め、上野税務署の項中「上野市」を「伊賀市」に改め、近江八幡税務署の項中「桜宮町二百四十三一」を「桜宮町二百四十三番地二」に改め、

水口税務署の項中「甲賀郡水口町大字」を「甲賀市水口町」に改め、右京税務署の項中「上花田町十の二」を「上花田町十番地一」に改め、舞鶴税務署の項中「上安久二百四十」を「上安久二百四十番地」に改め、西脇税務署の項中「西脇七百七十一番地」を「西脇七百七十一番地の百十八」に改め、柏原税務署の項中「水上郡柏原町柏原五百十八の二」を「丹波市柏原町柏原五百十八番地一」に改め、桜井税務署の項中「粟飯百八十五の四」を「粟飯百八十五番地の四」に改め、海南税務署の項中「名高二百五十五の四」を「名高二百五十五番地四」に改め、石見大田税務署の項中「大田イ二百八十九番地二」を「大田イ二百八十九番地」に改め、大東税務署の項中「大原郡大東町大字」を「雲南市大東町」に改め、西郷税務署の項中「西郷町大字」を「隠岐の島町」に改め、厚狭税務署の項中「厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に改め、川島税務署の項中「麻植郡川島町大字宮島七百四十七番地の二」を「吉野川市川島町宮島七百四十七番地二」に改め、脇野田税務署の項中「美馬郡脇野田」を「美馬市脇野田大字猪尻字」に改め、伊予西条税務署の項中「神拝甲五百十一番地の十七」を「神拝甲五百十一番地十七」に改め、甘木税務署の項中「菩提寺字中の坪」を「菩提寺」に改め、大川税務署の項中「榎津三百二十五の二」を「榎津三百二十五番地一」に改め、山鹿税務署の項中「山鹿市大字」を「山鹿市」に改め、菊池税務署の項中「菊池市大字」を「菊池市」に改め、阿蘇税務署の項中「阿蘇郡一の宮町大字」を「阿蘇市一の宮町」に改め、川内税務署の項中「川内市」を「薩摩川内市」に改め、種子島税務署の項中「西之表九千七百八十六番地」を「西之表一万六千三百四十四番地六」に改める。

○厚生労働省告示第百一十二号

薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器は、別表の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げるもの(専ら動物のために使用される)が目的とされているものを除く。とする。ただし、別表の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げる医

療機器であつても、当該医療機器の形状、構造及び原理、使用方法及び操作方法若しくは性能等が既存の医療機器と明らかに異なるときは、本告示は適用しない。

別表

- 1 別表の日本工業規格の欄に掲げる工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)T三二〇二号の表1及び表3の規定は、当分の間、適用しない。
2 別表の六十五の項及び七十二の項に掲げる日本工業規格T三二〇九号の9、七十三の項に掲げる日本工業規格T三三二二号の5、13、1、八十三の項に掲げる日本工業規格T三二五二号の4、九十三の項に掲げる日本工業規格T三三二四号の5、13、1及び百三十三の項に掲げる日本工業規格T三三二二二号の11、2の規定は、平成十九年三月三十一日までの間は、適用しない。ただし、別表の六十五の項、七十二の項、七十三の項、八十三の項、九十三の項又は百三十三の項に掲げる医療機器につき薬事法第二十三条の二の規定による製造販売の承認を受けた者が平成十九年三月三十一日以前に製造販売した当該品目に係る別表の六十五の項及び七十二の項に掲げる日本工業規格T三二〇九号の9、七十三の項に掲げる日本工業規格T三三二二二号の5、13、1、八十三の項に掲げる日本工業規格T三三二五二号の4、1、2、九十三の項に掲げる日本工業規格T三三二四九号の5、13、1又は百三十三の項に掲げる日本工業規格T三三二二二号の11、2の規定は、同年九月三十日までの間に限り、適用しない。
3 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第十一條により、同法第二条による改正後の薬事法第二十三条の二の認証を受けたものとみなされた者に係る別表の九十四の項及び百二の項に掲げる品目については、日本工業規格T三三二二二号の5、8、2の規定を、同表の九十五の項に掲げる品目については、日本工業規格T三三二二二号の5、8、2の規定を平成二十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

番号	医療機器の名称	基準	使用目的、効能又は効果
1	移動型アナログ式汎用X線診断装置	日本工業規格 Z 四七〇一	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
2	ポータブルアナログ式汎用X線診断装置	Z 四七〇二	
3	ポータブルデジタル式汎用X線診断装置	Z 四七〇三	
4	据置型アナログ式汎用X線診断装置	Z 四七〇四	
5	据置型デジタル式汎用X線診断装置		
6	移動型デジタル式汎用X線診断装置		
1	移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置	Z 四一〇二	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
2	ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置	Z 四七〇一	
3	ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置	Z 四七〇三	
4	据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置	Z 四七一一	

<p>三</p> <p>1 乳房撮影組合せ型 X 線診断装置</p> <p>5 据置型デジタル式汎用一体型 X 線診断装置</p> <p>6 移動型デジタル式汎用一体型 X 線診断装置</p> <p>Z 四七〇一 Z 四七〇二 Z 四七〇三 Z 四七〇四 Z 四七五 二一四五</p> <p>人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、1 台の X 線高電圧装置を切換えて使用すること、乳房画像又は人体画像の診療情報を提供すること。</p>	<p>四</p> <p>1 据置型アナログ式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>2 移動型アナログ式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>3 ポータブルアナログ式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>4 移動型デジタル式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>5 ポータブルデジタル式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>6 据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置</p> <p>Z 四七〇一 Z 四七〇二 Z 四七〇三 Z 四七〇四</p> <p>透視撮影を目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>五</p> <p>1 据置型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>2 移動型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>3 ポータブルアナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>4 移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>5 ポータブルデジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>6 据置型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</p> <p>Z 四一〇二 Z 四七〇一 Z 四七〇三 Z 四七一一</p> <p>透視撮影を目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>六</p> <p>1 移動型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置</p> <p>2 移動型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置</p> <p>3 据置型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置</p> <p>4 据置型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置</p> <p>Z 四七〇一 Z 四七〇二 Z 四七〇三 Z 四七〇四</p> <p>循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
---	---	---	--

<p>七</p> <p>1 据置型アナログ式乳房用 X 線診断装置</p> <p>2 ポータブルアナログ式乳房用 X 線診断装置</p> <p>3 移動型アナログ式乳房用 X 線診断装置</p> <p>4 据置型デジタル式乳房用 X 線診断装置</p> <p>5 移動型デジタル式乳房用 X 線診断装置</p> <p>6 ポータブルデジタル式乳房用 X 線診断装置</p> <p>Z 四七五 二一四五</p> <p>乳房を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>八</p> <p>1 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置</p> <p>2 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置</p> <p>3 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置</p> <p>4 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置</p> <p>Z 四七〇一 Z 四七〇二 Z 四七〇三 Z 四七〇四</p> <p>泌尿器及び婦人科用又はそのいずれか、透視撮影を主な目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>九</p> <p>1 腹部集団検診用 X 線診断装置</p> <p>2 胸部集団検診用 X 線診断装置</p> <p>3 胸部・腹部集団検診用 X 線診断装置</p> <p>Z 四七〇一 Z 四七〇二 Z 四七〇三 Z 四七〇四</p> <p>集団検診を目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>十</p> <p>1 腹部集団検診用一体型 X 線診断装置</p> <p>2 胸部集団検診用一体型 X 線診断装置</p> <p>3 胸部・腹部集団検診用一体型 X 線診断装置</p> <p>Z 四一〇二 Z 四七〇一 Z 四七〇三 Z 四七一一</p> <p>集団検診を目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>	<p>十一</p> <p>1 歯科集団検診用パノラマ X 線撮影装置</p> <p>2 アナログ式歯科用パノラマ X 線診断装置</p> <p>3 デジタル式歯科用パノラマ X 線診断装置</p> <p>4 アナログ式歯科用パノラマ X 線撮影 X 線診断装置</p> <p>5 デジタル式歯科用パノラマ X 線撮影 X 線診断装置</p> <p>Z 四一〇二 Z 四七〇一 Z 四七〇三 Z 四七一一</p> <p>人体の頭部を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部又は歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。</p>	<p>十二</p> <p>1 アナログ式口外汎用歯科 X 線診断装置</p> <p>2 デジタル式口外汎用歯科 X 線診断装置</p> <p>Z 四一〇二 Z 四七〇一 Z 四七〇三 Z 四七一一</p> <p>人体の頭部を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。</p>
--	---	---	--	--	---